

森林経営管理制度に係る広域連携体制の取組について

木曽地域振興局 林務課

1 背景

平成 31 年 4 月に施行された森林経営管理法に定められた「森林経営管理制度」がスタートした。しかし、木曽地域の町村は、人員や専門人材が不足していることから制度を運用することができない状況であった。このため、町村、広域連合等の担当課長を委員とする「森林経営管理制度木曽広域連携検討会議」を設置し、この制度を運用するための具体的な広域連携方法の検討を実施した。

2 経緯

(1) 森林経営管理制度木曽広域連携検討会議の開催

検討会議を 6 回開催し、広域連携方法の提案を作成し町村長等に説明。

(2) 木曽広域連合での検討

令和元年 9 月の「木曽広域連合」正副連合長会議において、森林経営管理制度業務を広域連合で取扱うことを決定。
「木曽広域連合」副町村長・幹事会合同会議（総務課長を含む）において、体制、取扱業務、財源（分担金）等について調整。

3 広域連携の方法

町村と同様に法律制度を運用できる木曽広域連合に専門的な技術や知識を集積し、新たな部署を設置して令和 2 年度から制度を推進。

(1) 組織体制

木曽広域連合 地域振興課内に「森林整備推進室」を設置
新たな部署の職員として、県(1)及び町村派遣職員(2)及び広域連合職員(1)を配置

(2) 実施業務

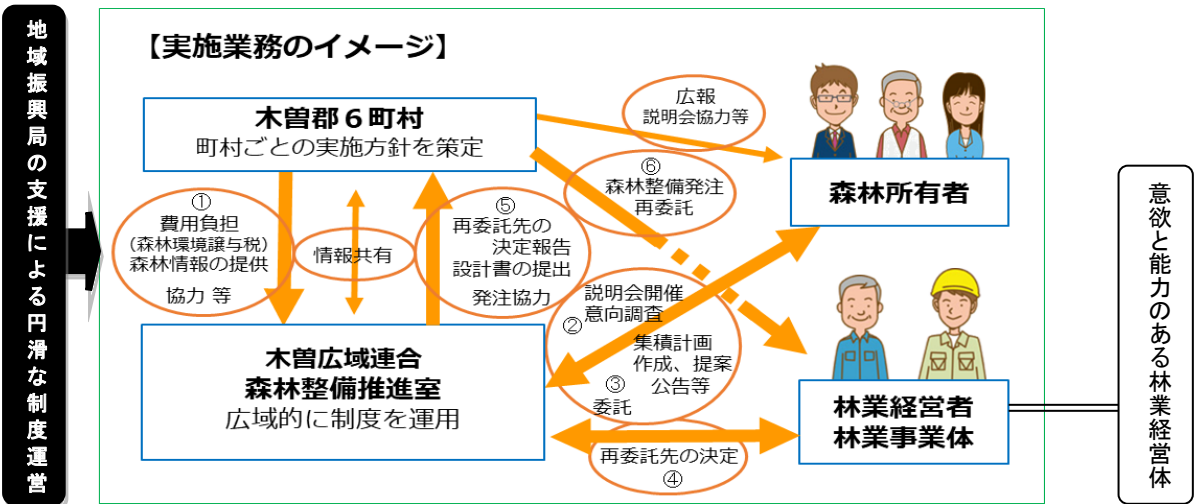
町村が策定した「実施方針」に基づき、森林所有者の意向調査から集積計画の作成・再委託先の決定、森林整備の実施設計まで実施

(3) 運営及び制度運用財源

人件費等の運営費及び事業費については、合意して定めた負担割合(均等割 10%、贈与税割 90%)により、各町村が「森林環境譲与税」から分担金を負担

(4) 地域振興局の支援

着実な制度の推進を図るため、「推進会議」による町村間の情報共有や課題調整、モデル団地の制度実施支援等、円滑な制度運営のための支援を課の重点として展開



4 現在の取組状況（令和 3 年 12 月末現在）

年度	町村	団地数	面積	筆数	所有者	森林調査	説明会	意向調査	集積計画	町村経営管理・再委託
R2	6 町村	9 団地	511ha	768 筆	208 人	9 団地	9 団地	9 団地	371ha (9 団地)	75ha
R3	6 町村	8 団地	345ha	809 筆	269 人	8 団地	7 団地	7 団地	185ha (6 団地)	0ha